

資料 2

候補者のしおり

令和7年8月10日執行
印南町議会議員一般選挙
印南町選挙管理委員会

目 次

第1	総括的事項	2
1	選挙の日程	2
2	選挙に関する届出等の時間	2
第2	候補者となるためには	2
1	候補者としての資格	2
2	立候補の方法	3
	記載例 印南町議会議員一般選挙候補者届の記載例	5
	宣誓書の記載例	6
3	通称の使用	7
	記載例 通称認定申請書の記載例	8
4	立候補と同時に お渡しする選挙運動用諸物資及び証明書等	9
第3	候補者となってからの届出、申請書	9
第4	選挙運動の費用	14
1	選挙運動費用の最高制限額	14
2	出納責任者の職務	14
3	支出金額の最高額の決定	14
4	会計帳簿の整備	14
5	会計帳簿の記載要領	15
6	報告書の記載及び提出	16
7	収支報告書の添付書類	16
8	選挙運動費とみなされない支出	17
9	選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する労務者の報酬及び実費弁償等	18
10	帳簿及び書類の保存	18
	記載例 会計帳簿の記載例	19
	選挙運動費用収支報告書の記載例	22
第5	選挙運動用各種表示の再交付	24

第1 総括的事項

1 選挙の日程

1. 告示日

令和7年8月5日（火）選挙期日の告示によって立候補者届出の受付が始まり、選挙運動が開始されます。

2. 候補者届出締切

令和7年8月5日（火）午後5時をもって立候補者届出の受付が締め切られます。立候補の辞退もこの後はできません。

3. 補充立候補届出期限（選挙期日前2日）

選挙期日の告示があった日に届出のあった候補者がその選挙において定数を超える場合、その日の後候補者が死亡し、又は候補者を辞退したとみなされた人があるときは、令和7年8月8日（金）の午後5時まで補充立候補の受付を行います。

4. 投票日

令和7年8月10日（日）午前7時から午後6時までの間に投票が行われます。

5. 選挙会

投票当日の投票終了後、午後8時00分から開票事務と選挙会事務を合わせて行います。

2 選挙に関する届出等の時間

選挙に関する届出については、候補者届をはじめとして選挙運動費用収支報告書に至るまで後述のとおり多くのものがありますが、その受付時間については、すべて午前8時30分から午後5時までとなっており、午後5時を過ぎるとどのような事情があっても受け付けられませんので、特に期日の指定がある届出等については注意をする必要があります。

なお、定められた届出等を忘れていたり、遅らせたりしたことによって選挙違反の罪を問われる場合もありますので、選挙運動関係者に対しても十分徹底しておいてください。

第2 候補者となるためには

1 候補者としての資格

1. 被選挙権があること

被選挙権は、日本国民であってその選挙権を有し、年齢満25歳以上の者で次の欠格事項に該当しない者でなければなりません。

【欠格事項】

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、選挙権、被選挙権停止中の者。
- (4) 選挙犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、執行猶予中の者及び選挙権、被選挙権停止中の者。

2.他の選挙において候補者となっていないこと。

この選挙において公職の候補者となっている者は、同時に他の選挙の公職の候補者となることができません（重複立候補の禁止）。

3.選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと。

投票、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で候補者となることができません。また、国又は地方公務員は一部の例外を除き現職のまま立候補することはできません。したがって、これらの者が立候補すれば直ちにその公務員を辞したものとみなされます。

2 立候補の方法

立候補の方法としては、候補者になろうとする者本人が届け出る方法と、他人を候補者にしようとする者が届け出る方法（推薦届出）とがありますが、いずれも8月5日（火）午前8時30分から午後5時までに郵便等によることなく文書で選挙長に届け出なければなりません。

1.届出までに準備が必要な書類（候補者届の添付書類となります）

- (1) 供託証明書…現金又は額面15万円の国債証券を候補者名義（戸籍名）で供託（推薦届出の場合は推薦届出者名義）することが必要です。
- (2) 所属党派証明書…党本部が認めた方法による発行のもの（原則として本部発行のもの）。無所属の方は必要ありません。
- (3) 戸籍の謄本又は抄本…最近のもの、3ヶ月以内のものが望ましい。
- (4) 住民票抄本…最近のもの、3ヶ月以内のものが望ましい。

2.候補者の届出書

届出は、候補者届出書（用紙は事前にお渡しします）に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて期限までに提出していただきます。届出必要書類は次のとおりです。

- (1) 候補者届又は推薦届（推薦届には推薦届出承諾書及び選挙人名簿登録証明書を添付してください）
- (2) 宣誓書
- (3) 供託証明書

- (4) 所属党派証明書（無所属の方は必要ありません）
- (5) 戸籍謄本又は抄本
- (6) 住民票抄本
- (7) 通称認定申請書（通称を使用しない場合は必要ありません）

(1) 及び (2) の記載要領は、記載例に示すとおりですが、記載にあたっては楷書で正確に書いてください。

【記載例】

氏名は戸籍記載のとおり記載してください。ただし対応する常用漢字があるときは常用漢字で記載しても差し支えありません。(例：藏→蔵 濱→浜)

印南町議会議員一般選挙候補者届

ふりがな	ここの たろう		性別	男・女いずれか記載
候補者氏名	甲野 太郎		男	
本籍	□□□県□□郡□□町大字□□〇〇番地			
住所	和歌山県日高郡印南町大字□□〇〇番地			
生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日 (満 〇〇 歳)			
党派	□□□党	職業	□□会社 社長	
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.〇〇〇〇.com			
選挙	令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙			
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宣誓書 2. 供託証明書 3. 所属党派証明書 4. 戸籍の謄本又は抄本 5. 住民票抄本 6. 通称認定申請書 			

ふりがなは、ひらがなで記載
 戸籍のとおり記載 (対応する常用漢字での記載可)
 戸籍謄本又は抄本と一致 大字 省略しない
 住民票と一致 大字 省略しない
 無所属の場合は「無所属」と記載
 選挙期日 (8月10日現在) における満年齢
 できるだけ詳細に記載
 候補者の選挙運動用ウェブサイトを出せる場合は記載
 事前に準備しておく必要があります。
 無所属の場合、所属党派証明書は不要です。
 通称を使用しない場合、通称認定申請書は不要です。

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和7年8月5日

氏名 甲野 太郎 (印)

印南町議会議員一般選挙

選挙長 寺前 強 巳 殿

【記載例】

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により、令和7年8月10日執行の印南町議会議員一般選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和7年8月5日

住所 和歌山県日高郡印南町大字□□○○番地

氏名 甲野 太郎 ⑩

※ 氏名は、自署してください。

(注釈)

宣誓書は、公職の候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

3.立候補の受付

- (1) 受付期間：8月5日（火）午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所：印南町役場3階大会議室

4.受付要領

告示の日に限り次の要領で、くじにより受付順序を定めて行いますが、この後は届出があり次第受付けます。

- (1) 受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじ

告示の日の午前8時30分に、受付順序を定めるくじを引く順序を定めるくじを行います。このくじに参加される届出者は、8月5日（火）午前8時30分までに受付場所（印南町役場3階大会議室）にお集まりください。

- (2) 受付順序を定めるくじ

(1) によってくじを引く順序が定まると、引き続きその順序によって、受付順序を定めるくじを引いていただきます。

- (3) 立候補の受付

(2) によって受付順序が決まると、この順序によって立候補の受付を開始します。したがって8月5日（火）の午前8時30分までに来られなかった方は、くじを引いた方たちの後にその到着順序によって受付を行うこととなります。

- (4) 当日は、候補者届に押した印鑑を必ず持参してください。

3 通称の使用

立候補の届出は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という）により行っていただくこととなりますが、立候補届出等の告示等について選挙長の認定を受けると、本名に代えて一般に通用している通称を使用することができます。

この場合は、通称認定申請書を立候補の届出に添えて選挙長に提出し、認定書の交付を受けてください。

1.通称が使用されるもの

- (1) 立候補届出等の告示
- (2) 新聞広告
- (3) 投票記載所の氏名掲示

通称使用の認定を受けた場合は、上記の全てについて通称が使用されることになり、一部のものについてのみ使用することはできません。なお、当選の告知、告示及び当選証書等は本名により行います。

2.通称とは

一般に広く通用している呼名ということになりますが、ここでいう通称は戸籍簿記載の字を使ったもの（濱→浜、國→国等常用漢字字体表により字体を改める場合を除く）以外はすべて通称として取り扱われる事となります。例えば、漢字の氏名をかな書とする場合も通称となります。

3.通称の使用申請

通称認定申請により、立候補届出書に添えて提出（立候補届出後の申請は認められません）していただきますが、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつそのことを証するに足る資料（名刺、葉書、出版物等）を提示していただくことになります。ただし、通称を漢字の読みに従ってかな書とする場合には資料は不要です（屋号、愛称は認められません）。

なお、通称の使用を予定されている場合は、事前に資料等を選挙管理委員会に提示のうえご相談ください（記載例参照）。

【記載例】

通称認定申請書

認定希望者のみ申請。「かな書」したいときも申請が必要。

(ふりがな)	こう の た ろう	←
候補者氏名	甲 野 太 郎	
		ふりがなは、ひらがなで記載
(ふりがな)	こう の	←
呼 称	甲 野 た ろ う	

令和7年8月10日執行の印南町議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和7年8月5日

		「大字」省略しない
住 所	和歌山県日高郡印南町大字□□〇〇番地	↓
		ふりがなは、ひらがなで記載
	こう の た ろう	←
氏 名	甲 野 太 郎	㊟
	候補者届へ記載した氏名を記載	印鑑は、候補者届と同じ印鑑で押印

印南町議会議員一般選挙

選挙長 寺 前 強 巳 殿

※ この申請を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示しなければなりません。

4 立候補と同時に お渡しする選挙運動用諸物資及び証明書等（主要なもの）

（ 名 称 ）	数量
1.街頭演説標旗	1 本
2.選挙運動用自動車の表示板	1 枚
3.選挙運動用拡声機の表示板	1 枚
4.選挙運動員（乗用車）用腕章	4 枚
5.選挙運動員（街頭演説）用腕章	1 1 枚
6.新聞広告掲載証明書	2 枚
7.候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
8.選挙郵便物差出票	8 枚（×100枚）
9.選挙運動用ビラ証紙	1, 600枚

第3 候補者となつてからの届出、申請書

1.選挙事務所設置届	設置後直ちに
2.選挙事務所異動届	異動後直ちに
3.出納責任者選任届	選任後直ちに
4.出納責任者異動届	異動後直ちに
5.選挙事務員届	使用する前に（報酬を支給する者）
6.選挙事務員異動届	異動する前に（報酬を支給する者）
7.新聞広告掲載申請	必要に応じ
8.通常葉書（無料）の使用証明書	必要に応じ
9.公営施設使用の個人演説会の開催申出	開催日の2日前まで
10.選挙立会人となるべき者の届出	8月7日（木）まで
11.立候補の辞退届	8月5日（火）まで
12.選挙運動費用の収支報告（第1回分）	8月25日（月）まで
13.選挙運動用ビラの届出	使用する前に

（ 注 意 ） 候補者が行う各種届出等には期限が付されているものがありますから十分ご留意ください。なお、選挙管理委員会に対する届出は午前8時30分から午後5時までとなっています。

事 項	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
1.選挙事務所の設置	選挙管理委員会	設置後直ちに	○選挙事務所設置届 ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書）を添付
<p>(説明)</p> <p>○設置できる選挙事務所の数は、候補者一人について1カ所です（法 131 条）。</p> <p>○設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます（法 130 条）。</p> <p>○選挙事務所は、投票日でも設置することができますが、投票所を設けた場所の入口から 300メートル以内には設置できません（法 132 条）。</p>			
2.選挙事務所の異動	選挙管理委員会	異動の都度直ちに	○選挙事務所異動届 ○推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あり、その代表者が届け出るときは代表者証明書）を添付
3.出納責任者の選任	選挙管理委員会	選任後直ちに	○出納責任者選任届 ○推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あるときは代表者証明書）を添付
<p>(説明)</p> <p>○選任の方法（法 180 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.候補者が出納責任者を選任する方法 2.候補者が自ら出納責任者となる方法 3.候補者の承諾を得て推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が出納責任者を選任する方法 4.候補者の承諾を得て推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が自ら出納責任者となる方法 <p>○出納責任者の選任届が、選挙管理委員会に提出された後でなければ、出納責任者は選挙運動のための支出又は寄付の受領は一切許されません。</p> <p>○郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合、引受時刻証明の時刻をもって選挙管理委員会へ提出があったものとみなされることになっております。</p>			

事 項	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
4.出納責任者の異動	選挙管理委員会	異動後直ちに	○出納責任者異動届 ○推薦届出者が出納責任者を異動選任したときは、候補者の承諾書（推薦届出者が数人あるときは、代表者証明書）を添付
(説明) ○郵便で届出書を出す場合「引受時刻証明」の取扱いとしてください。この場合引受時刻証明の時刻をもって選挙管理委員会へ提出があったものとみなされることになります。			
5.選挙事務員の使用 (報酬を支給する者)	選挙管理委員会	事務員を使用する前に	○届出書 (事務員及び車上等運動員雇用)
(説明) ○選挙運動の事務に従事する者（1日7人以内）について、この届出書に記載された者に限り、選挙運動のために使用する事務員は1日15,000円以内、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者は1日20,000円以内の報酬を支給することができます（法197条の2、令129条）。 郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。			
6.選挙事務員の異動 (報酬を支給する者)	選挙管理委員会	異動する前に	○届出書 (事務員及び車上等運動員雇用)
(説明) ○この者については、立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、7人の5倍を超えない員数に限り、異なる者を届け出することもできます（令129条）。 郵便で届出書を差し出す場合は、「引受時刻証明」の取扱いとしてください。			
7.新聞広告の掲載	新聞広告をしようとする新聞社	選挙運動の期間中	○新聞広告掲載証明書
(説明) ○広告は選挙運動期間中候補者1人につき有料で2回することができます（法149条）。 ○候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した新聞広告掲載証明書を提出してください。希望の日に掲載できるよう早い目に申し込んでください。 ○広告のスペースは横9.6センチメートル、縦2段組以内です（2人以上の候補者が共同して広告するときは、上のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その回数については、各々1回として計算されます）。写真を入れることもできます。 ○広告する場所は、記事下に限られ、色刷りは認められません。 ○通称認定を受けている時は、通称を用いなければなりません。			

事 項	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
8.通常葉書（無料） の使用	日本郵便株式会 社御坊郵便局	選挙運動の期間中	○候補者用通常葉書使用証明書 ○選挙運動用通常葉書差出票
(説明)			
<p>○使用できる通常葉書の枚数は、800枚で無料です（法142条）。</p> <p>○通常葉書は、日本郵便株式会社御坊郵便局で交付します。</p> <p>○通常葉書の交付を受ける際は、「候補者用通常葉書使用証明書」を提示してください。 （交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書（私製を含む）を選挙郵便物にあてることができます。</p> <p>○差し出す場合は、直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて日本郵便株式会社御坊郵便局の窓口へ差し出してください。ポストへ入れると配達されません。 なお、上の差出票は通常葉書（無料）100枚につき1枚の計算ですから8枚を交付します。</p>			
9.公営施設使用の個 人演説会の開催	選挙管理委員会	開催しようとする 期日前2日まで	○個人演説会開催申出書
(説明)			
<p>○公営施設を使用して行う個人演説会のみ申出が必要です。民間施設を使用する場合は申出の必要はありません。</p> <p>○候補者は、公営施設（学校・公民館等選挙管理委員会が指定し、かつ県選挙管理委員会が告示した施設）を使用して開催する場合は、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます（法161条、法164条）。</p> <p>○公営施設の使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません（令112条）。</p> <p>○録音盤を使用して演説することもできます（法164条の4）。</p> <p>○次の場所（公営施設を除く）では、個人演説会を開催することができません（法166条）。</p> <p>(1) 国・地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く）</p> <p>(2) 電車・乗合自動車及び停車場その他鉄道地内</p> <p>(3) 病院・診療所・その他の療養施設</p> <p>(4) 投票日前日は、投票所にあてられている公営施設は使用できません</p>			
10.選挙立会人	選挙長	8月7日（木） まで	○立会人となるべき者の届出書 ○立会人となるべき者の承諾書
(説明)			
<p>○候補者は、当該開票区の区域内の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て一人を届け出すことができます（法62条、法76条）。</p> <p>○上の届出をする場合には、立会人となるべき者が、立会人となることを承諾した旨を証する書面を添付しなければなりません（令69条、令82条）。</p> <p>○選挙立会人が10人を超える場合及び同一政党に属する候補者からの届出が3人以上の場合には、選挙管理委員会がくじで立会人を定めることとなります。</p>			

事 項	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
11.立候補の辞退	選挙長	8月5日(火) 午後5時まで	○立候補の辞退届
(説明) ○立候補を辞退するときは、選挙長に対して、その旨文書で届け出なければなりません(法86条の4、令89条)。			
12.選挙運動費用の 収支	選挙管理委員会	8月25日(月) まで	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書、その他の支出を証すべき 書面の写し ○領収書等を徴し難い事情があっ た支出の明細書
(説明) ○報告書は、立候補者届出の際にお渡しする用紙を用いて1部提出してください。 ○報告書には、領収書等の写し(これらが徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い 事情があった支出の明細書」)を添えてください。 ○選挙運動の費用、備えるべき会計帳簿、収支報告書の記載要領等は、「第4」に詳しく書いて ありますからご参照ください。			
13.選挙運動用ビラ の使用	選挙管理委員会	選挙運動用ビラを 使用する前に	○選挙運動用ビラの届出
(説明) ○作成できるビラの条件は、2種類以内、枚数は1,600枚までです(法142条)。 ○あらかじめ頒布しようとするビラの見本を添えて、選挙管理委員会に届出なければなりません。 ○ビラの規格は、長さ29.7cm、幅21cm(A4サイズ)を超えてはなりません。色や紙質 については特に制限がありません。 ○ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは法人名とそ の所在地)を記載しなければなりません。 ○記載内容については制限がありませんので、個人演説会の告知や政見の宣伝、投票依頼も記 載することができますが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。 ○ビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布できません。ビラの届出をし ていただいた後に1,600枚を交付します。 ○どこでも配ってよいというものではなく、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会 の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られます。			

第4 選挙運動の費用

1 選挙運動費用の最高制限額

法定選挙運動費用の最高制限額は次の算式で計算します。

【法定制限額】

＝告示日における選挙人名簿登録者数×人数割額 1,120 円÷議員定数 12 人＋固定額 90 万円

【参考例】令和 7 年 6 月定時登録時の選挙人名簿登録者数による法定制限額

$$6,511 \text{人} \times 1,120 \text{円} \div 12 \text{人} + 90 \text{万円} = 1,507,700 \text{円}$$

(100 円未満の端数は繰上げ)

2 出納責任者の職務

選挙運動をするには必ず費用が伴います。この費用は、若干の例外（8 選挙運動費用とみなされない支出参照）を除き、すべて選挙運動費用として必ず収支報告書に計上しなければなりません。またこれらの収支は、原則として出納責任者でなければすることができません。

言い換えますと、選挙運動の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であり、出納責任者は選挙運動費用の経理について全面的な責任と権限を有しているわけです。

したがって、出納責任者は立候補と同時に選任して届出することが必要です。出納責任者の届出がなければ選挙運動のために寄附を受け、また支出することができません。出納責任者の地位及び職務の主なるものをあげると次のとおりです。

1. 選挙運動に関する支出は、原則として出納責任者でなければすることができないこと（法 187 条）。
2. 会計帳簿を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること（法 185 条）。
3. 選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書、その他支出を証すべき書面を徴収すること（法 188 条）。
4. 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日から 15 日以内（8 月 25 日（月）までに）選挙管理委員会へ報告すること（法 189 条）。
5. 寄附の明細を受理すること（法 186 条）。
6. 帳簿及び書類の保存（3 年間）をすること（法 191 条）。

以下、出納責任者の職務内容の概要並びに選挙運動費用について記述します。

3 支出金額の最高額の決定

候補者又は推薦届出者は、文書で出納責任者の支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名捺印しなければならないことになっています（法 180 条）。

4 会計帳簿の整備

出納責任者は、会計帳簿を備え、これに選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

並びに支出について記載しなければなりません。この記載は次の事項について記載していただくわけですが、この会計帳簿の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的ではなく、選挙公正の原則により選挙運動費用の収支を公開することが目的ですから、一般の場合と全く異なっております。

1. 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む）。
2. 1.の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（労務、資材等の無償提供による金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額）及びその年月日。
3. 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む）。
4. 3.の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及びその年月日。

5 会計帳簿の記載要領

出納責任者は、前記の会計帳簿を備え付け、これに選挙運動に関する収支のすべてを記載しなければなりません。したがってこれに記載された内容をそのまま収支報告書に転記して前述の期限（8月25日（月））までに提出していただくことになります。

実際どのように記載するのか、支出関係について選挙運動費用を分類して費目ごとに説明します。

公職選挙法施行規則第30号様式（支出簿）の備考は、次の10項目に分類されていますので、この分類によって例示します。

1. 人件費・・・労務者及び選挙運動のために使用する事務員等に対する報酬が考えられます。
2. 家屋費・・・
 - (1) 選挙事務所費・・・事務所借上料。この中には事務所自体と机などの備品の借上料及び電話の架設費も含まれます。
 - (2) 集合会場費・・・主として個人演説会場の借上料が考えられます。
3. 通信費・・・事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便等に要する費用です。
4. 交通費・・・運動員、事務員、労務者の車賃の実費弁償です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも時価に見積り費用の中に加算しなければなりません。なお、選挙運動用自動車を使用するために要した費用は、記載の必要はありません。
5. 印刷費・・・選挙運動用ビラ、ポスター及び通常葉書等の印刷費が主なものです。
6. 広告費・・・立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機の費用です。
7. 文具費・・・紙、筆、墨その他選挙のために使用した消耗品等の費用です。
8. 食料費・・・選挙運動員等に出す法律上許された弁当及び茶菓子の費用です。
9. 休泊費・・・休憩及び宿泊に要した費用です。
10. 雑費・・・光熱水費等です。

以上10項目について大まかに説明しましたが、選挙運動費用はこれだけとは限りませんから、適宜に上の10項目に当てはめ支出簿に記載してください。労務、資材等の無償提供を受けた場合は、寄附として収入するとともに支出についても同額を該当費目に記載してください。なお、会計帳簿の記載については様式記載例を参照してください。

6 報告書の記載及び提出

1. 報告書の記載要領

先に記述しました会計帳簿の内容を選挙運動費用収支報告書にそのまま転記すればよいわけですが、次の点にご注意いただきながら月日を追って記載してください。この場合必ず前述の項目ごとに小計を算出し、これに件数を付記し、合計額を記入してください。

- (1) 収入の部においては、一件 10,000 円以上のものについては、各件別に記載し、一件 10,000 円未満のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記入してください。
- (2) 「種別」欄には、「寄附」又は「その他の収入」の別を明記してください。
- (3) その他の点については、様式中備考をご参照ください。
- (4) 支出の部については、支出費目別に月日を追って記載してください。
- (5) 支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- (6) その他の点については、様式中備考をご参照ください。
- (7) 収入の部中「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」及び支出の部中「金銭以外の見積の根拠」欄には員数その他金銭見積の根拠を記載してください。

2. 報告書の提出

- (1) 選挙期日の告示の日までと、選挙期日の告示の日から選挙期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及び収入並びに支出については、これを合わせて精算し、選挙期日から15日以内に（8月25日（月））までに第1回分として提出してください。
- (2) 前述の第1回精算届出後において収支のあったときは、その分についてのみ費目ごとに記載し、その日から7日以内に第2回分として前回の合計額に加算して提出してください。

3. 報告書の提出部数

報告書は1部提出してください。なお、この記載は黒インキ又は黒ボールペンでしてください。

7 収支報告書の添付書類

報告書を提出するときは、領収証その他の支出を証すべき書面の写し（これらの書類が徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければなりません（法189条）。

8 選挙運動費とみなされない支出

選挙運動に要した費用は、原則的には、すべて費用の中に計算されるのですが、次にあげるものは選挙運動費用とみなされないことになっております。

- 1.立候補準備に要した支出のうち、公職の候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの（これは、候補者又は出納責任者が全然関知しないものであるから、これを帳簿に記入して届出することは不可能でありますから除外しています）。
- 2.候補者として届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。
- 3.候補者が乗用する車等に要した支出（これは、候補者の一切の交通費は費用に計上しないという意味です）。
- 4.選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。
- 5.選挙運動に関して支払う、国又は地方公共団体の租税又は手数料。
- 6.公職選挙法第14章の3中の規定により政党その他の政治団体等が行う選挙運動のために要した支出。
- 7.主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶の為に要した支出

以上7項目が選挙運動費用から除外されておりますので、記載する必要はありません。また参考までに申し上げますと、候補者の日常生活と密接な関係にある費用は選挙運動費用から除外されています。例えて申し上げますと、「候補者の自宅を選挙事務所に使用したとき。」などは費用に加算しなくてもよいとされています。なお、これに類した実例、判例は次のとおりです。

- (1) 候補者の家族又は親族が労務を提供した場合は、時価に換算して計上すべきですが、本業の合間に短時間の労務提供で、見積ることが困難であるような場合は、加算する必要はありません。
- (2) 労務者の傷害の医療費は加算する必要はありません。
- (3) 候補者の自宅を選挙事務所に使用したときは加算する必要はありません。
- (4) 選挙運動のために備えた椅子、机、ガラス等の破損弁償金のように通常の損料に属しないものは加算する必要はありません。
- (5) 選挙運動員が従来から日常の生活に使用する自転車を使用した場合は、加算する必要はありません。
- (6) 選挙運動員が自己名義の定期乗車券を使用して運動した場合は、その費用は加算する必要はありません。
- (7) 風雨による看板の復旧費は加算する必要はありません。

9 選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償、選挙運動のために使用する労務者の報酬及び実費弁償等

選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償、報酬は選挙運動費用に膨大ならしめないために一定の制限が設けられています。この制限に違反すると買収の推定を受けますから注意してください。

選挙運動に従事する者については、選挙運動のために使用する事務員及び専ら車上的における選挙運動のために使用する者に限って報酬を支給してよいこととされています。ここでいう「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者をいうものであり、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者はもちろん、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

1. 選挙運動に従事する者（事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者）一人に対して支給することができる実費弁償の種別及びその額は次のとおりです。

- (1) 鉄道賃・・・鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額
- (2) 船賃・・・水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額
- (3) 車賃・・・陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
- (4) 宿泊料・・・食事料2食分を含む。1夜につき 23,000 円
- (5) 弁当料・・・1食につき 1,500 円、1日 4,500 円
- (6) 茶菓料・・・1日につき 1,000 円

2. 選挙運動に従事する者（事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者）一人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。

- (1) 選挙運動のために使用する事務員・・・1日につき 15,000 円以内
- (2) 車上運動員、手話通訳者、要約筆記者・・・1日につき 20,000 円以内

※上記(1)(2)を通じて1日7人まで、延べ35人まで。

3. 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額は次のとおりです。

- (1) 鉄道賃、船賃及び車賃は上記1の(1)、(2)及び(3)に掲げる額
- (2) 宿泊料（食事料を含まない）・・・一夜につき 20,000 円

4. 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額は次のとおりです。

- (1) 基本日額・・・1日につき 10,000 円以内
- (2) 超過勤務手当・・・1日につき上の額の5割以内

10 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証明する書面を選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出の日から3年間保存しなければなりません（法191条）。

(別記1)

会 計 帳 簿 (記載例)

1 収 入 簿

月 日	金額又は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその 他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	100,000 円	その他の収入	○県○郡○町○番地	和歌山太郎	団体役員		自己資金
○月○日	500,000 円	寄 附	○県○郡○町○番地	○○党本部			公認料
○月○日	100,000 円	寄 附	○県○郡○町○番地	中山一郎	会社員		
○月○日	20,000 円	寄 附	○県○郡○町○番地	○○○○	○○	労務無償提供 ○月○日・○月○日の2日間	
合 計	720,000 円						

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

1 立候補準備のために支出した費用

2 支出簿

(5) 印刷費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外 の支出の 見積の根拠	支出を した者 の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業			
○月○日	35,000 円		35,000 円	葉書の印刷	○県○郡○町○番地	○○○○	印刷業		○○○○	○○枚
○月○日	12,000 円		12,000 円	ビラの印刷	○県○郡○町○番地	○○○○	印刷業		○○○○	○○枚 公費負担
合計	47,000 円		47,000 円							

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用、(2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(1)人件費、(2)家屋費(①選挙事務所費、②集合会場費等)(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食料費、(9)宿泊費、(10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、乗物、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、労務報酬、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 選挙運動のために支出した費用

(1) 人件費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外 の支出の 見積の根拠	支出を した者 の 別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の 支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
○月○日	円	30,000 円	30,000 円	労務報酬	○県○郡○町○番地	○○○○	○○	1人×2日	○○○○	
○月○日	15,000 円	円	15,000 円	事務員報酬	○県○郡○町○番地	○○○○	○○		○○○○	1人5日分

(2) 家屋費

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外 の支出の 見積の根拠	支出を した者 の 別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の 支出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
○月○日	10,000 円	円	10,000 円	事務所借上	○県○郡○町○番地	○○○○	○○		○○○○	○/○ ~○/○

(別記2)

選挙運動費用収支報告書（記載例）

1. 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
2. 公職の候補者 住所 和歌山県日高郡印南町大字□□〇〇番地
氏名 甲野 太郎
3. 〇月〇日から〇月〇日まで（第1回分）

4. 収入の部

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
〇 月 〇 日	100,000円	その他の収入	〇県〇市〇町〇番地	甲野 太郎	団体役員		自己資金
〇 月 〇 日	500,000円	寄 附	〇県〇市〇町〇番地	〇〇 党本部	—		公 認 料
〇 月 〇 日	100,000円	寄 附	〇県〇市〇町〇番地	中 山 一 郎	—		
〇 月 〇 日	30,000円	寄 附	〇県〇市〇町〇番地	〇 〇 〇	〇 〇	労務無償提供 〇月〇日、〇日の2日間	2日分
計	寄 附	630,000 円					
	その他の収入	100,000 円					
	計	730,000 円					
前 回 計	寄 附	円					
	その他の収入	円					
	計	円					
総 額	寄 附	630,000 円					
	その他の収入	100,000 円					
	計	730,000 円					

5. 支 出 の 部

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支 出 の 見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
人件費								
○月○日	30,000円	選挙運動	労務者報酬	○県○郡○町○番地	○○○○	○ ○	無償労務従事 ○月○日、○日の2日間	
○月○日	60,000円	選挙運動	事務員報酬	○県○郡○町○番地	○○○○	○ ○	無償労務従事 ○月○日～○日の4日間	
計 2件	90,000円							
印刷費								
○月○日	35,000円	立候補準備	葉書の印刷	○県○郡○町○番地	○○○○	○ ○		○○枚
○月○日	12,000円	立候補準備	ビラの印刷	○県○郡○町○番地	○○○○	○ ○		○○枚 公費負担
計 2件	47,000円							
計	立候補準備のための支出	47,000円						
	選挙運動のための支出	90,000円						
	計	137,000円						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総計	立候補準備のための支出	47,000円						
	選挙運動のための支出	90,000円						
	計	137,000円						

この報告書は、公職選挙法 189 条の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 8 月 ○ 日

出納責任者 住所 □□県□□郡□□町大字□□○○番地
氏名 乙野 次郎 ㊞

(別記3)

領収証等を徴し難い事情があった支出の明細書 (記載例)

支払の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収証その他の支払を証すべき書面を徴し難かった理由
○月○日	30,000 円	選挙運動	労務者報酬	無償労務従事 (○○○○○氏の の2日分)
○月○日	1,200 円	選挙運動	タクシー代	領収証の発行無し
○月○日	12,000 円	立候補準備	ビラの印刷	公費負担

- 1 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 2 公職の候補者 住所 和歌山県日高郡印南町大字□□○○番地
氏名 甲野 太郎 ㊟
- 3 出納責任者 住所 □□県□□郡□□町大字□□○○番地
氏名 乙野 次郎 ㊟

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」欄は、支出の目的 (謝金、労務報酬、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 3 本書が2枚以上にわたる場合、公職の候補者及び出納責任者の住所、氏名は最後の用紙にのみ記載するものとする。

第5 選挙運動用各種表示の再交付

選挙運動用としてお渡しする表示等を紛失し、再交付を受けようとする場合は、直ちに所轄警察署に紛失届を提出し理由書を添えて文書で選挙管理委員会へ申し出てください。その際末尾に何月、何日、何時に何警察署へ紛失届出済みと記載してください。

なお、新聞広告掲載証明書、通常葉書使用証明書については、原則として再交付しませんので、その保管については十分なご注意をお願いします。